

令和9年版資源とごみの収集カレンダー広告掲載基準

(目的)

第1条 この基準は、令和9年版立川市資源とごみの収集カレンダー（以下「ごみ収集カレンダー」という。）への広告掲載の事業の実施について、立川市広告掲載規則（以下「規則」という。）及び立川市広告掲載基準（以下「基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(広告の規格等)

第2条 ごみ収集カレンダーへの広告の掲載箇所、枠数、規格及び掲載期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 掲載箇所 ごみ収集カレンダーのカレンダーページ（1月～12月）
- (2) 枠数 20枠
- (3) 1枠の大きさ 縦30mm×横100mm（右上部分及び、カレンダー枠内の余白）
- (4) 色 オフセット印刷 4色刷り（黒・赤・青・黄）
- (5) 掲載期間 12月
- (6) 発行部数 124,500部
- (7) 配布数 約107,000部

(広告募集等の事務)

第3条 広告の募集、申込み、掲載等に係る事務は、規則第6条第1項の規定により、広告代理業を営むもの（以下「広告代理店」という。）に委託するものとする。

2 広告代理店の募集について必要な事項は、ごみ収集カレンダー広告掲載事業者募集要項により定めるものとする。

(広告掲載枠利用料の納入)

第4条 広告代理店は、市が発行する納付書により、指定する期日までにごみ収集カレンダー広告掲載契約書に記載されている広告掲載枠利用料を納入しなければならない。

(広告掲載枠利用料の還付)

第5条 既に納入した広告掲載枠利用料は還付しない。ただし、広告代理店の責めに帰さない理由により広告の掲載ができなくなったときは、その全部または一部を還付するものとする。

(廃棄物収集運搬業者の掲載制限)

第6条 広告主が廃棄物の収集、運搬または処分を業とする者である場合は、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならないものとする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項の規定に基づき、立川市長から一般廃棄物収集運搬業の許可を受けていること。
- (2) 前号の許可を現に受けていることを証するため、広告原稿内に当該許可番号を明記すること。
- (3) 立川市廃棄物処理及び再利用促進条例その他の関係法令に違反し、行政処分を受け

ている期間中でないこと。

(広告の優先順位)

第7条 広告の募集及び選定に当たっては、地方自治体広報紙に類する刊行物の性質を考慮し、地域性及び公共性の高いものを優先し、次の(1)から(4)までの順序になるよう配慮するものとする。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公団、公益法人及びこれらに類するもの（以下「国等」という。）によるもの
- (2) 国等を除く市内に事業所を有する法人で、その事業内容が公共的性格を有する法人によるもの
- (3) 市内に事業所を有する法人で、(2)の法人以外の法人または市内で事業を営む個人によるもの
- (4) その他、ごみ収集カレンダーに広告を掲載することが適当であると認められるもの
(広告主または広告代理店の責務)

第8条 広告主または広告代理店（以下「広告主等」という。）は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主等は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保障するものとする。
- 3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされたときは、広告主等が自らの責任及び負担において解決するものとする。
- 4 広告代理店は、広告の内容等が規則、基準及びこの基準に違反することがないように注意しなければならない。

(その他)

第9条 この基準の施行について必要な事項は、環境資源循環部長が別に定める。

附 則

この基準は、令和8年4月1日から施行する。